

令和3年11月30日

## 安達地区に整備する県立特別支援学校に関する基本計画

「 『安達太良の美しい里山、豊かな文化と歴史や人』 が育む、ふくしまの未来を創ることもの学び 」

令和3年11月  
福島県教育委員会

■目次

はじめに			
基本計画策定までの経緯	..... 2	【6】施設整備の概要	..... 10
基本計画策定の目的 基本理念	..... 2	【7】計画諸室の想定規模	
安達地区の現状	..... 3	(1) 二本松校舎 小・中学部	..... 10
安達地区の特別な支援が必要な児童生徒の姿	..... 4	(2) 本宮校舎 高等部	..... 11
学校づくりのコンセプト・基本理念	..... 5	(3) 車庫 二本松校舎(通学バス・公用車)	
【1】安達地区の児童生徒・学校・地域の現状と予測推移、設置の場所	... 6~7	【8】-1 施設整備計画(二本松校舎 小・中学部)	... 11~13
【2】設置の目的~安達地区特別支援学校に求められること~	..... 8	(1) 校舎の構成	
【3】基本方針及び基本計画策定に関する考え方	..... 9	(2) 屋内運動場の構成	
【4】施設設備に関する考え方	..... 9	(3) 各室の仕様	
(1) 児童生徒の教育の充実		(4) 施設配置素案	..... 14
(2) 地域との連携		【8】-2 施設整備計画(本宮校舎 高等部)	... 15~16
(3) 永く生きる学校施設		(1) 施設整備の考え方	
(4) 小学部、中学部、高等部における学びの連続性と学部間連携		(2) 施設配置計画の考え方	
(5) 特別支援学校高等部と高等学校の生徒が地域で共に学び共に生きる		(3) 各室の仕様	
【5】学校規模(想定)	..... 10	(4) 施設配置素案(敷地全体イメージ・施設配置計画案)	
(1) 児童生徒数		諸室整備一覧	..... 17
(2) 教職員数及び事務職員数		【9】想定整備スケジュール	..... 18

## はじめに

### ■基本計画策定までの経緯

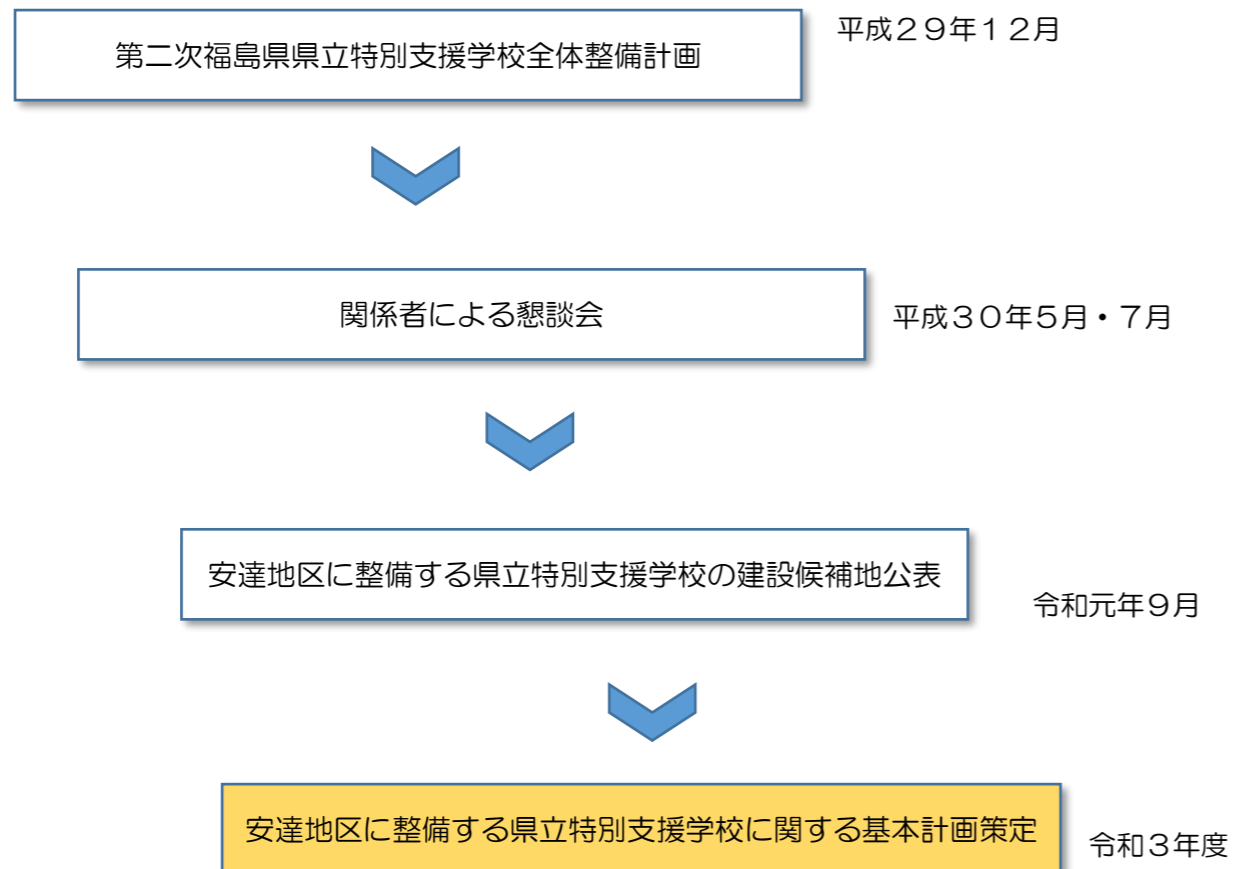
～第二次福島県県立特別支援学校全体整備計画の策定～

県教育委員会では、本県の特別支援教育のあるべき姿を踏まえ、10年先を見据えた新たな特別支援学校の整備計画を平成29年12月に策定し、平成30年代半ばまでに小・中学部、高等部の開校を目標とする安達地区の特別支援学校の整備について明記しました。

～関係者による懇談会の開催～

平成30年5月及び7月の2回、地元2市1村の自治体関係者、特別支援学校関係者、特別支援学校児童生徒の保護者代表、教育関係者等を構成員とする懇談会を開催しました。障がい種別や設置する学部、立地の条件など特別支援学校整備についての様々な意見が出されました。

本計画は、これらの計画や懇談会での意見をもとに、庁内で検討を行い策定されたものです。



### ■基本計画策定の目的

本計画は、学校施設の改善、児童生徒の学習環境の向上を目的とし、国が示す特別支援学校の整備に関する施設整備の基本方針を踏まえ、施設整備に対する考え方や方向性を明確にするものです。

今後、基本設計・実施設計の段階で建物の構造や詳細な配置、各階のレイアウト、備えるべき機能、設備、建物内外のデザイン等をまとめ、学校施設の具体的な完成時の姿を明確にします。

### 基本計画の考え方

基本計画は、学校の設計・工事を進めるうえでの根幹となるものです。教育的視点、利便性・機能性・環境への配慮等の視点から、必要な諸室及び機能、施設規模のほか整備スケジュールや概算事業費を定めます。

### ■基本理念

『安達太良の美しい里山、豊かな文化と歴史や人』が育む、  
ふくしまの未来を創るこどもの学び』について

安達地区の特別支援教育の拠点となる学校を目指し、就学前から卒業後までの一貫した切れ目のない支援体制を整備し、児童生徒が充実した学校生活を送れるようにします。その為に、学校、家庭、地域全体で連携し、子ども達の成長を支えます。また、安達地区の伝統や文化及び産業に係る専門的知識、技能を持つ人材や関係機関と連携し、継承に取り組みながら、自然環境を活用した学習の充実を図ります。

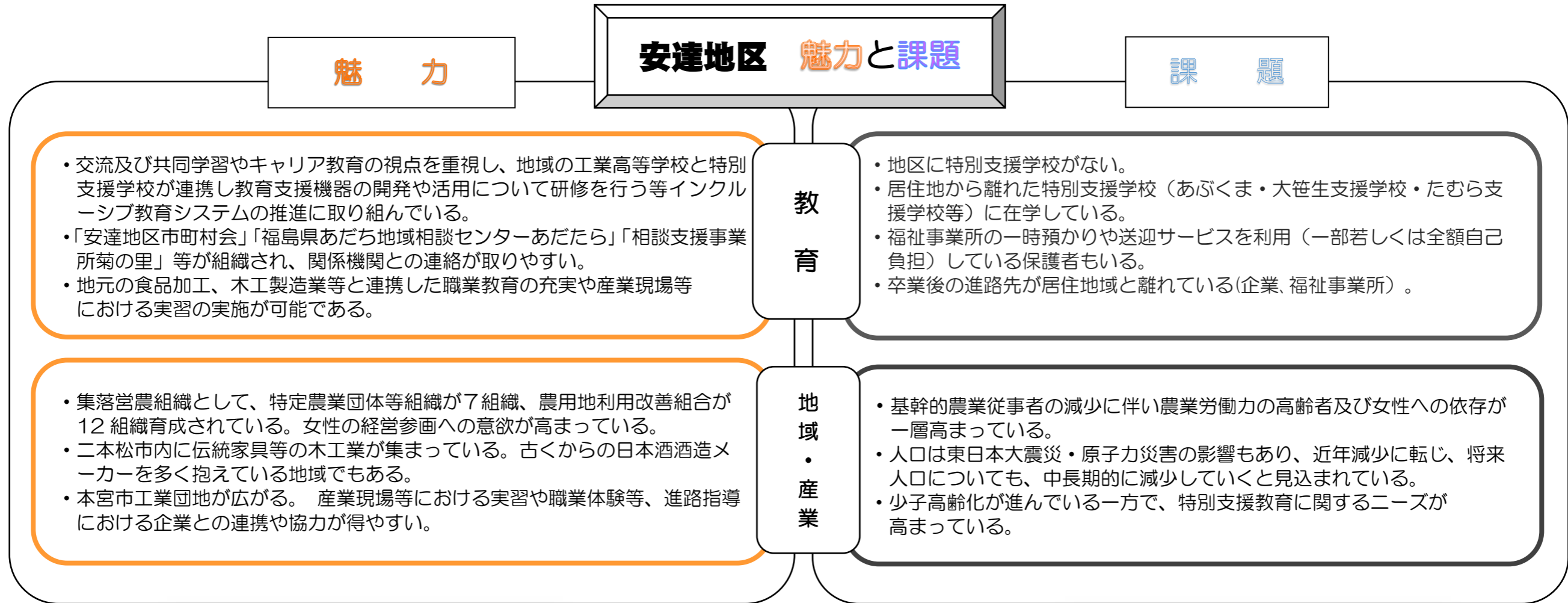
特別な支援が必要な児童生徒に、各教科等の学習をとおして確かな学力を身につけ、一人一人の教育的ニーズに応じた学習を行い、将来のより充実した生活に向けた指導・支援をします。実生活を基盤とした体験活動を重視し「できた、わかった」という学ぶ喜びを実感できる教育活動を展開し、児童生徒一人一人のキャリア教育と進路実現のための就業体験等を充実させます。

特別支援学校と地域の小・中学校及び高等学校の児童生徒が、交流及び共同学習を行い共に学ぶことにより、お互いを理解し、多様な価値観への気づきや、自分自分を見つめ直すことにつながり、豊かな人間性の育成や共生社会の実現へと結びついていくと考えます。地域の小・中学校及び高等学校との連携のもと、学校施設を相互に活用し、地域の物的・人的資源との関連や協力を図りながら、食品加工や工芸等の体験学習、スポーツや文化・芸術による交流及び共同学習等の新たな学びを創り出していきます。

■安達地区の現状

安達地区（二本松市、本宮市、大玉村）には特別支援学校がないため、特別支援学校で学ぶことが必要な児童生徒は、遠距離通学をしながら学ぶか、他地区の施設等へ入所しなければなりません。小中学校や関係機関等が特別支援教育に関わる問題への対応と解決に長年取り組んできた今、地域における一貫した支援方法や支援体制の実現が求められています。

・安達地区の現状について、「教育、地域・産業」、「自然・文化」の各視点から「魅力」ととらえられている点と、「課題」としてとらえられている点については以下のとおりです。



基盤となる自然・文化



・安達太良山の麗に自然・歴史・暮らしが脈々と引き継がれ、民俗芸能、伝承、風俗慣習などの文化財が守られ受け継がれている。

■安達地区の特別な支援が必要な児童生徒の姿

- ・安達地区の特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童生徒の特徴については以下のとおりです。

安達地区の特別な支援が必要な児童生徒の姿

○特別支援学校在籍児童生徒の障がいの種類としては、知的障がいの状態や特性が主ではありますが、肢体不自由の特別支援学校に在籍し知的障がいを併せ有する児童生徒も地区内に数名居住しています。

○小・中学校の特別支援学級在籍児童生徒の多くは、知的障がい学級（約130名）と自閉症・情緒障がい学級（約100名）に在籍しています。（難聴学級もある。）



【知的障がいの児童生徒に見られる特徴】

- ・知的機能の発達の遅れによる、知識や技能の偏りがある。
- ・日常生活、社会生活全般等において適応行動面に困難性がある。
- ・抽象的な学習が苦手である。

⇒ 生活に結びついた実際の、具体的な学習活動を大切にする。  
 現在及び将来の生活をより豊かにし、参加と活動を充実させるための指導が重要である。



【自閉症スペクトラムの児童生徒に見られる特徴】

- ・他人との社会的関係が取りにくい。
- ・見通しがもてないと不安になることがある。
- ・教室環境の整理などの配慮が必要である。

⇒ 個に応じた柔軟な指導形態  
個々の特性に合わせ、見て・読んで・聞いて等  
本人にとって理解しやすい環境や施設整備が必要。

【肢体不自由の児童生徒に見られる特徴】

- ・身体機能の一部に不自由があり、日常生活や活動に制約がある。
- ・知的障がいのないものは、小・中・高等学校の教育課程に準じた学習を行う。
- ・医療的ケアが必要な児童生徒がいる。

⇒ 教材・教具の工夫や、自助具・補助具の使用等の配慮により学習や生活上の  
困難さを軽減する必要がある。

## 学校づくりのコンセプト

### 【基本理念】

『安達太良の美しい里山、豊かな文化と歴史や人』が育む、  
「ふくしまの未来を創るこどもの学び」

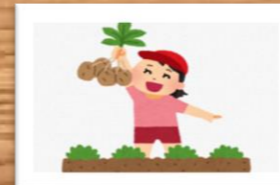
### 「夢を実現させる学校」

- 特別な支援が必要な児童生徒に、一人一人の教育的ニーズに合った学習を行い、より充実した生活のため指導・支援をします。
- 生活体験活動を充実させ「できた、わかった」という学び喜びを実感できる教育活動を展開します。
- 児童生徒一人一人の進路実現のための就業体験等を充実させます。



### 「健やかな子を育む学校」

- 自然環境を活用し、発達段階に応じた屋外での運動や自然体験学習を行います。
- 体を動かす指導場面を日常的に確保し、体力向上を図ります。
- 地元特産物や伝統工芸について理解を深め、心豊かな生活や、就労生活について考える教育を推進します。



### 「地域と歩む学校」

- 安達地区の特別支援教育の拠点となる学校を目指し、就学前から卒業後までの一貫した切れ目のない支援体制を整備します。
- 学校、家庭、地域全体で連携し、子ども達の成長を支えます。
- 地域の専門的知識・技能を持つ人材や関係機関と連携し、伝統や文化の継承、自然環境の活用を意識した学習を行います。



### 「高校と連携した学校」

- 高校との合同で行う学習や日常的な交流活動を通して、「共に学び、共に生きる教育」の推進を図ります。
- 高校の学校施設や校庭等を活用した教科指導の充実や工芸等の作業学習、就業体験の学習を行います。
- 特別な支援や配慮を必要とする児童生徒への指導や支援について、情報の共有や研修を実施し専門性の向上を図ります。



**【1】 安達地区の児童生徒・学校・地域の現状と予測推移、設置の場所**

安達地区（二本松市、本宮市、大玉村）には特別支援学校が設置されていないため、特別支援学校で学ぶことが必要な児童生徒は、遠距離通学をしながら学ぶか、他地区の施設等へ入所しなければなりません。小中学校や関係機関等が特別支援教育に関わる問題への対応と解決に長年取り組んできた今、地域における一貫した支援方法や支援体制の実現が求められています。

（略）

■特別支援学校を設置する場所について（略）

安達地区に整備する特別支援学校については、安達地区全体の特別支援教育の充実を図る観点から、二本松建設技術学院跡地（二本松市が敷地造成まで実施）の敷地を活用し小・中学部を新設し、本宮高等学校校舎内に高等部を整備することで、目指す学校像の具現化を図ることとしました。



＜本宮高等学校に特別支援学校を設置する理由＞

- JR 東北本線を利用した通学が可能になり、高等部生徒の自力通学がしやすい場所である。
- 県有地で災害警戒区域外にあり、必要な敷地面積がある。
- 高校の既存校舎の空き教室等を活用し、様々な学習活動や共に学ぶ経験を得ることができる。
- 高校の敷地に併設されることで、安達地区におけるインクルーシブ教育システム構築の拠点となる。
- 高校と特別教室の共有化を図ることで、施設設備にかかるコストを大幅に下げることができる。

【高等学校のメリット】

- 生徒にとって、他者に対する思いやりや理解、違いの認識による人格形成により影響をあたえる。
- 特別支援学校の児童生徒に対する理解が深まり、共生社会への意識を高めることができる。
- 高等学校に在籍するの学習に困難を示す生徒への支援が充実する。
- 配慮が必要な生徒に対する指導方法や指導の在り方等への充実につながる。

【特別支援学校のメリット】

- 学校施設を活用した多様な体験学習が実施できる。
- スポーツ、文化、芸術等による交流及び共同学習等をとおして、同年代、上学年の高校生と互いにモデルとなり学び合うことができる。
- ボランティア活動、部活動等の同じ活動に取り組むことで相互理解が深まる。
- 高等部生徒の公共交通機関を利用した自力通学が可能となる。通学時間の短縮により、生徒や保護者の負担が軽減される。



**【2】設置の目的 ～安達地区特別支援学校に求められること～**

- 安達地区における特別支援教育の拠点となる学校として、支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた連続性のある学びを提供・保障する役割を果たす。
- 安達地区の地域支援センターとしての機能を発揮し、地域に根ざした相談支援や研修支援等の活動を行う。

**■安達地区特別支援学校に求められること****【特別支援学校の必要性】**

安達地区に居住する特別支援学校での学びが必要な児童生徒は、他地区の特別支援学校へ遠距離通学をするか、地域の小・中学校特別支援学級で学んでいます。安達地区に設置される特別支援学校は、通学等の負担を軽減し、あぶくま支援学校、大笹生支援学校、たむら支援学校等の児童生徒数増加と教室不足を解消し、地域で学ぶことを可能にします。

また、小・中学校等がこれまで行ってきた支援とともに、特別支援学校が培ってきた支援方法を活用することで、児童生徒に対して切れ目のない支援を充実させることができます。さらには高等学校と連携し、共生社会を推進するインクルーシブ教育システムの推進モデル校としての役割や、地域全体の特別支援教育の拠点が求められています。

**【特別支援学校の役割】**

- ・ 安達地区の特別な支援が必要な児童生徒が安心して学ぶことができる学習環境づくり
- ・ 一人一人の多様な教育的ニーズに応える指導の助言
- ・ 地域の小・中学校、高等学校との連携や交流
- ・ 地域の自然、産業、伝統技能を生かし、卒業後の生活も考慮した教科学習等の充実
- ・ 地域の文化や伝統を守り、継承していく活動の実施
- ・ 安達地区内で児童生徒等に組織的・継続的に支援できる環境づくりとセンター的機能の発揮
- ・ 地域の企業、福祉、行政、医療等の各関係機関との連携

**【目指す学校像】**

- 障がいのある児童生徒が地域の学校で学び、日常生活や卒業後の生活で生かすことができる知識、技能を身に付けることができる学校
- 豊かな自然環境の中で様々な学習や体験活動を行い、健やかな身体の育成を図る学校
- 地域・関係機関と連携し、地域の力を生かしながら児童生徒に将来の自立と社会参加につながる学力を身につけ育てる学校
- 高校や地域内の小中学校との学びを通し、安達地区の共生社会を推進する学校

**【3】基本方針及び基本計画策定に関する考え方**

- 安達地区の特別支援学校については、同地区に居住する知的障がいのある児童生徒を対象として安達地区内に新たに整備する。
- 二本松市内に小学部、中学部を設置（二本松校舎〈仮称〉）し、本宮市内に高等部を設置する。高等部は本宮高等学校の校舎を一部改修し、敷地内に実習棟を新築する（本宮校舎〈仮称〉）。
- 基本計画策定に当たっては、「特別支援学校施設整備指針」（平成28年3月：文部科学省）に基づき障がいのある児童生徒の教育と、安達地区の特別支援教育の拠点として、子育て支援を含め、就学前から卒業後における相談支援や研修支援を行うなど、センター的機能を発揮する施設設備とし、特別支援教育の推進を担う学校とする。
- 地域の人々との交流を深め、児童生徒の自立と社会参加を図り、地域住民と共に健康的で安全に生活を送ることができる拠点としての機能や役割を担うことができる学校を目指す。

**【4】施設整備に関する考え方**

○二本松校舎〈仮称〉○本宮校舎〈仮称〉共通

**（1）児童生徒の教育の充実**

- ① 児童生徒一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等による学習上又は生活上の困難さに対応した教育ができる施設
 

障がいのある児童生徒の自立と社会参加を目指し、一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等による学習上又は生活上の困難さに応じた、多様な指導形態の学習や学習グループによる体験的な学習が展開できるよう、学習形態に合わせて広さを変更できる空間を備えた施設とする。
- ② 安全で快適な施設
 

児童生徒の学校生活における安全性と快適性を最優先に考え、通風、換気、室温及び音の影響に配慮した施設とする。

重複障がいのある児童生徒が利用する空間については、身体を動かす活動や遊びに関する学習が行えるよう配慮する。

知的障がいや、自閉症を合わせ有する児童生徒の行動特性を踏まえ、視認性の高いサイン計画や色彩計画に配慮する。

スロープや手すり等を設置する他、多目的トイレ、エレベーター等を整備するなど、児童生徒の移動や活動がスムーズにできる施設とする。

不審者の立入り防止に配慮する。
- ③ 木材を活用するなど温かみやぬくもりが感じられる施設
- ④ 各教科学習を充実させる施設
 

障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、児童生徒が自立と社会参加をするために必要な知識や技能、態度などを身に付けるための教科学習に必要な施設を整備する。
- ⑤ キャリア教育の充実を図る施設
 

社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度を育成し、地域に貢献できる児童生徒を育てるため、各教科学習や作業学習、実習をととしたキャリア教育の充実に必要な職業科室、作業室、多目的室等の施設を整備する。
- ⑥ 情報活用能力の育成を図るために必要な環境を備えた施設
 

児童生徒の学習指導の効果を高めるため、コンピューターなどの情報機器を積極的に活用できる環境を整備するとともに、遠隔授業や交流及び共同学習においても活用を図ることができる施設とする。

職員室、及び各教室には教員系、生徒系の各ネットワークを整備し、校内LANを設置する。

小中学部校舎と高等部校舎が共有するサーバーを設置し、回線設置工事により、両校舎のネットワークが本宮高等学校の回線及びサーバーを経由せずに「ふくしま教育ネットワーク」にアクセスできるようにする。

**（2）地域との連携**

- ① 障がいのある子どもの相談・支援等に利用できる施設
 

安達地区における特別支援教育を推進し、特別な支援を必要とする児童生徒に対し早期からの発達支援、保護者の養育に関する教育相談、小・中学校等の教員研修への支援など特別支援学校のセンター的機能を発揮するため、地域支援センターや教育相談室を整備し、随時受け付ける教育相談や、地域の特別支援教育に携わる教職員への研修等に利用できるようにする。
- ② 災害時に対応することが可能な施設
 

特別支援学校教員の専門性を活かし、視覚・聴覚障がい者・肢体不自由者等への情報保障や、各障がい種への対応を可能にすると共に、必要に応じ、ソフト面において柔軟に対応することが可能な施設として自治体との連携を密にする。

**（3）永く生きる学校施設**

- ① エネルギーを効率的に利用する施設
 

施設の外壁や窓等の開口部の断熱性能を高めるとともに、太陽光や外気の内部への導入や遮断による効果を有効に活用する。

また、空調機器等は、内部環境を良好に保持でき、かつ、エネルギーを効率的に使用できる性能を有する機種を選定する。
- ② ライフサイクルコストの低減を図る施設
 

エネルギー消費コストの低減を図りながら、環境に配慮するとともに、外壁材や内装材等の使用材料におけるイニシャルコスト及び維持管理コストに配慮した材料や維持管理の容易な設備機器を選定するなど、ライフサイクルコストの低減を図る。

**（4）小学部、中学部、高等部における学びの連続性と学部間連携**

- ① 二つの校舎を設置する一つの学校としての施設整備
 

小中学部と高等部を別敷地に設置するが、児童生徒の学部間交流や合同行事を実施するための施設を整備し、学びの連続性の確保と交流及び共同学習の充実を図る。
- ② 授業づくりや校務運営における教職員の連携や共通理解を図るために、会議や打合せを実施する施設を整備すると共に、二つの校舎をオンラインで繋ぐネットワーク環境を備える。

**（5）特別支援学校高等部と高等学校の生徒が地域で共に学び共に生きる**

- ① 本宮高等学校既存校舎と敷地を利用した施設
 

本宮高等学校内に高等部を設置することで、両校の生徒が交流及び共同学習を実施し相互理解を図ることができる施設を整備し、共に学ぶことができる環境を整備する。
- ② 本宮高等学校既存校舎の施設共有
 

両校の学習や教育活動が充実するよう調整を図りながら、可能な範囲で両校の施設設備を共有することができるようにする。

**【5】学校規模（想定）**

(1) 児童生徒数・学級数

小学部 児童数25名程度 11学級程度（通常学級6、重複障がい学級5）  
 中学部 生徒数15名程度 6学級程度（通常学級3、重複障がい学級3）  
 高等部 生徒数35名程度 8学級程度（通常学級4、重複障がい学級4）

(2) 教職員数及び事務職員数

教職員65名程度 事務職員4名程度  
 小・中学部38名程度（校長、教諭等、養護教諭、栄養職員含む）、事務職員2名  
 高等部27名程度（教諭等、養護教諭、実習助手含む）、事務職員2名

**【6】施設整備の概要**

■校名 安達地区特別支援学校（仮称）

■建設予定地

○二本松校舎（仮称）福島県二本松市安達ケ原1丁目55-1（旧二本松市建設技術学院跡地）

○本宮校舎（仮称）福島県本宮市高木井戸上45（県立本宮高等学校内）

■二本松校舎（仮称）計画概要

- ◇敷地面積 約15,000㎡（平坦部分）
- ◇構造・規模 基本設計の中で検討
- ◇延床面積 校舎：約4,750㎡  
 屋内運動場：約860㎡  
 運動場：約8,000㎡
- ◇駐車場48台〈保護者・調理従事者・来客・公用〉  
 通学バス2台

■本宮校舎（仮称）計画概要

- 〈既存高校校舎改修・増築〉
- ◇対象面積 約570㎡
- 〈実習棟新築〉
- ◇構造・規模 鉄筋コンクリート造  
 2階建て
- ◇延床面積 約910㎡
- ◇駐車場39台〈保護者・来客・公用〉

■諸室等構成

二本松校舎（仮称） 小・中学部	普通教室（17）、特別教室（内訳 音楽室、ブレイルーム、図工美術室、生活訓練室、調理室、図書室、情報室、作業室（中）、視聴覚会議室、ワークスペース、水治訓練室、自立活動室）、教材室（3）、印刷室、児童生徒更衣室（3）、校長室、事務室、職員室（小・中）・給湯室、保健室、地域支援センター、教育相談室、職員更衣室、厨房・配膳室、職員トイレ、児童生徒・多目的トイレ（3）、倉庫、エレベーター、玄関、昇降口（小・中） 屋内運動場（アリーナ、ステージ、脇室、用具室、トイレ、玄関）、倉庫（2）
本宮校舎（仮称） 高等部	普通教室（8）、職員室（高）、保健室、教材室、生徒更衣室、生徒トイレ、多目的トイレ、エレベーター 実習棟【職業科（木工芸等）、家庭科（調理、被服）、芸術科学室、情報処理室、多目的室（音楽・会議室）、職員更衣室、生徒・多目的トイレ、配膳室、倉庫】 本宮高等学校共用教室等：校庭、第1体育館、第2体育館、武道場、昇降口（高等部）、男女トイレ（1階棟） ※本宮高等学校と協議の上、両校生徒の学習に支障の無いようにする。

**【7】計画諸室の想定規模**

(1) 二本松校舎 小・中学部 ※管理部門網掛け

諸室名	諸室数	諸室面積	備考
普通教室（小）	11	539㎡	7m×7m構造
校長室	1	42㎡	職員室に隣接
事務室	1	50㎡	来校者に対応できる構造
職員室（小・中）・給湯室	1	120㎡	児童生徒を把握できる位置
印刷室	1	20㎡	
保健室	1	50㎡	緊急時に対応できる位置
図書室	1	50㎡	
ブレイルーム	1	72㎡	
地域支援センター	1	50㎡	児童生徒昇降口に隣接
教育相談室	1	25㎡	
調理室	1	72㎡	
生活訓練室	1	84㎡	更衣室、シャワー室、トイレ含
厨房・配膳室	1	245㎡	運搬車進入可能場所に設置
教材室	3	63㎡	各階に1カ所
児童生徒・多目的トイレ	3	150㎡	各階に設置（男1、女1）
職員トイレ	1	42㎡	来校者も使用（男1、女1）
児童生徒更衣室	3	90㎡	各階男女別に設置
職員更衣室	11	50㎡	男女別に設置
水治訓練室	1	185㎡	
自立活動室（小）	1	42㎡	
普通教室（中）	6	294㎡	7m×7m構造
ワークスペース	1	50㎡	
自立活動室（中）	1	50㎡	
音楽室	1	84㎡	防音・音響効果のある構造
図工美術室	1	84㎡	準備室含
作業室（中）	1	72㎡	防音構造
情報室	1	65㎡	サーバー室を内部に設置
視聴覚会議室	1	84㎡	収容人数：50人程度
倉庫	1	25㎡	
諸室面積の計		2,849㎡	
共用部分（EV含む）		1,899㎡	廊下等（総面積×0.4）
計 校舎総面積		4,748㎡	
教育部門面積 1,890㎡		管理部門面積 959㎡	

(2) 本宮校舎 高等部 ※管理部門網掛け

	諸室名	諸室数	諸室面積
既存高校校舎改修・増築部分	普通教室（高）	8	270㎡
	職員室（高）	1	68㎡
	保健室	1	34㎡
	教材室	1	34㎡
	生徒更衣室（男女別）	1	68㎡
	生徒トイレ（男女別）	1	44㎡
	多目的トイレ（増築）	1	11㎡
	エレベーター（増築）	1	12㎡
	諸室面積の計		541㎡
実習棟新築部分	職業科室	1	72㎡
	家庭科室	1	72㎡
	芸術科学室（準備室含）	1	72㎡
	情報処理室	1	65㎡
	多目的室	1	100㎡
	職員更衣室（男女別）	1	50㎡
	生徒・多目的トイレ（男女別）	1	50㎡
	配膳室	1	12㎡
	倉庫	1	25㎡
	諸室面積の計		518㎡
	共用部分（廊下等総面積×0.4）		346㎡
計	実習棟新築部分総面積+渡り廊下48㎡		912㎡
	校舎総面積		1,453㎡
	教育部門面積 685㎡	管理部門面積 374㎡	

(3) 車庫 二本松校舎（通学バス・公用車）

通学バス2台・公用車1台

<通学バスについて>

通学バスについては、二本松方面と本宮・大玉方面の2経路の導入を検討している。

そのため、通学バスは2台とし、マイクロバス程度の大きさで考えている。

<公用車について>

公用車については、児童生徒への緊急対応や二本松校舎・本宮校舎間の連絡調整の往来を行うことができるように1台所有することを考えている。

【8】-1 施設整備計画（二本松校舎〈小中学部〉）

平面ゾーニングの考え方

※二本松市が実施する敷地の造成設計と造成工事のスケジュールについて、市と情報共有を図りながら、敷地条件を最大限に活かす配置計画とする。

- ・学年区分を考慮した普通教室、児童生徒の動線に配慮した特別教室の配置を計画します。

(1) 校舎の構成

一般の教育に必要な室、管理・施設運営に必要な室、地域開放に係る室により構成する。障がいのある児童生徒の学習を行うにあたり、各教室と特別教室、管理諸室には水道、冷暖房設備、換気設備、LAN配線、内外線電話等を設置する。

(2) 屋内運動場の構成

屋内運動場については、校舎からの動線を考慮して児童生徒の円滑な利用が図られる位置に整備する。校舎からの通路は必要に応じてスロープを設けるなどユニバーサルデザイン化を図る。屋内運動場の床面は木質系のフローリングとする。アリーナの広さは、体育科の授業だけでなく、学校行事・学部行事等で使用することを想定し十分なスペースを確保する。

(3) 各室の仕様

- ① 普通教室（小・中）
  - ・各教科の学習や各教科等を合わせた指導による学習（日常生活の指導、生活単元学習等）を行う。
  - ・各教室に流し台を設置する。
- ② 校長室
  - ・校長の執務、教育関係者等との連絡調整を行う。
  - ・事務室、職員室との連携が図りやすい位置に設置する。
- ③ 事務室
  - ・来客等に対応できるよう校長室と職員玄関に近い位置に配置し給湯施設を整備する。
- ④ 職員室（小・中）・給湯室
  - ・教員の執務室として整備し、印刷機や諸表簿等を設置、収納できるスペースを確保する。
  - ・手洗い場を設置する。
- ⑤ 印刷室
  - ・職員室、事務室に近い場所に設置する。
  - ・各種文書、資料の印刷や丁合、製本を行う。印刷機械、紙類、消耗品を保管するスペースを確保する。
- ⑥ 保健室
  - ・児童生徒及び教職員の保健衛生管理、養護教諭の執務室として整備する。
  - ・屋内外の運動施設との連絡がよく、緊急時の対応がスムーズにとれるように配置する。
  - ・出入口はストレッチャーが通行可能な幅を確保する。
  - ・電源や排水、洗濯機の設置台等、洗濯が可能な設備と給湯施設を整備する。

- ⑦ 図書室
- 図書その他のデジタルメディア（DVDやBlu-ray）等、学校教育に必要な資料を収集、整理、保存し、授業その他の活動において全学部児童生徒及び教員等が使用する。
- ⑧ プレイルーム
- 小学部で使用する。遊具等を設置し遊びや学習活動を通して、個々のコミュニケーション能力の向上、対人関係の基礎等を形成する。
  - グループ学習や合同学習など、多様な学習集団による学びの場として整備する。
  - 学部行事や集会活動等の特別活動に使用する。
- ⑨ 地域支援センター
- 安達地区の特別支援教育を推進し充実させるため、就学前からの早期教育相談や地域の小中学校等に在籍する児童生徒と保護者の相談支援、教員や地域住民等を対象とした研修支援を行う。
  - 外部からの教育相談や親子教室等の活動に対応できる広さを確保する。
- ⑩ 教育相談室
- 在籍している児童生徒の生徒指導や保護者に対する教育相談に使用する。
  - 相談者のプライバシーに配慮したつくりとする。
- ⑪ 調理室
- 全学部で共用する。家庭科の調理、食品衛生等の学習に使用する。
  - 教科等を合わせた指導形態である、生活単元学習や作業学習において栽培した農作物を調理加工する学習に使用する。
- ⑫ 生活訓練室
- 全学部で共用する。
  - 自立した生活に向けて日常生活に必要なスキルを学習するために使用する。
  - 調理、入浴、宿泊、洗濯の学習を行う。
  - 調理室と隣接して配置する。
- ⑬ 厨房・配膳室
- 給食を実施するに当たって、効率的、衛生的に、かつ安全に調理するための設備が必要である。特に衛生面に配慮する必要があることから、調理従事者専用トイレを設置する。また、調理従事者専用の休憩室を設置する。
  - 「学校給食衛生管理基準（平成21年4月1日施行）」に基づき100～120食程度調理できる設備とし、ペースト食、とろみ食、きざみ食等、特別食の調理についても対応できるようにする。
  - 調理従事者は、栄養士1名、調理師3～4名を想定する。（113食の内、特別食の数による）
- ⑭ 教材室
- 小中学部は3室設置する（各階ごとに1室）。高等部は1室設置する。
  - 児童生徒が使用する教材教具を収納する。
- ⑮ 児童生徒・多目的トイレ
- 児童生徒の障がいの状況等に応じて排泄が可能な洋式トイレを設置する。
  - 日常生活の指導等で児童生徒の排泄の指導が可能なブースの広さとする。
- 失禁者の洗体や衣類の処理をすることができるスペースを確保する。
  - 多目的トイレを設置する。
- ⑯ 職員トイレ
- 来校者も使用する。
- ⑰ 児童生徒更衣室
- 小中学部児童生徒用の更衣室は児童生徒の身辺自立の指導のために使用する。
- ⑱ 職員更衣室
- 男女別に設置
- ⑲ 水治療室
- 全学部で共用する。
  - 温水プールとする。
  - 活動を通して、運動機能、姿勢の維持・向上や心身のリラクゼーションを促す。
  - 訓練室内に更衣室、シャワー、洋式トイレを整備する。
- ⑳ 自立活動室（小・中）
- 主に重複障がいのある児童生徒の学習の場として各学部を設置する。
  - 児童生徒一人一人の発達の段階に応じて、身体機能の回復と改善、運動・動作能力、感覚や認知機能の向上等を図る学習を行える設備を整備する。
- ㉑ ワークスペース
- 小中学部の各教科、自立活動等の学習、学部行事等で、グループや複数の学級集団等による学習、学部合同の学習など、児童生徒の実態に応じた多様な学習形態による学習の場として使用し、学習内容の定着と活用を図る場とする。
- 地域の小学校は小学部と、中学校は中学部との交流及び共同学習や体験活動、学部行事、集会活動等の特別活動等に使用する。
- ㉒ 音楽室
- 音楽を学習する場として整備し、学部又は学年等が合同で学習できるスペースとする。
  - 音響設備を設置し、歌唱や演奏等の学習に適した仕様とする。
- ㉓ 図工美術室
- 全学部で共用する。各学部、各学年等が合同で学習できるスペースとする。
  - 図工、美術科の指導、生活単元学習等で絵画、版画、彫刻等の表現活動や造形活動、地域の伝統工芸品等の鑑賞活動の学習で使用する。
  - 器材や道具、画材等の保管と管理、教材教具の作成と保管の場所として図工美術準備室を設ける。
- ㉔ 作業室（中）
- 生徒の作業活動を学習する場として整備する。
  - 木工等大型の設置機械（旋盤、丸鋸等）や、電動工具を使用する学習において使用する。
  - 児童生徒への作業音や塵の影響に配慮し、普通教室から離れた配置とする。
  - 産業現場等における実習を行うため、必要な材料や製品を保管するスペースを確保し、作業机や機材等を設置する。

## ②5 情報室

- コンピューターの活用に関する学習を行い、全学部で共用する。
- 児童生徒の学習の充実と情報活用能力を高めるために、タブレット等のICT機器を整備し、各教科等における調べ学習や、テレビ会議システム(ハンガアウト等)により児童生徒の遠隔授業や交流及び共同学習を行う。

## ②6 視聴覚会議室

- 全学部の児童生徒及び教職員、保護者等で利用する。
- 写真やスライド映像を投影するスクリーンを設置し、音響機器等も活用できるようにし、児童生徒の視覚・聴覚に直接訴え、教育効果を高められるように視聴覚機器を設置する。また、学部単位の大きな集団でも学習が展開できるようにする。(収容50名程度)
- 体験学習や交流及び共同学習等を行う場としても使用する。
- 地域の特別支援教育のセンターとして実施する研修会、同窓会の活動、PTA、地域の人々との交流会、教職員の各種会議等で使用する。

## ②7 倉庫

- 学校の活動に必要な備品、教育に必要な材料等の保管場所とする。
- 災害等、緊急時に必要な物品を保管する。

## ②8 廊下、階段、スロープ、エレベーター

- 重複障がいのある児童生徒、訪問教育対象の児童生徒の校内活動に支障がないよう、ユニバーサルデザイン化を図り、廊下と階段には手すりを設置する。
- 災害時の避難経路確保のため、校舎と屋外をつなぐスロープを設置する。
- 廊下は、電動車いすが移動可能な幅を確保し、手洗い用の流し台を設置する。
- エレベーターは、出入り口の幅を90cm以上として、車いす等多様な移動手段の使用を想定したスペースを確保するとともに、児童生徒の動線を考慮して1階昇降口脇に設置する。

## ②9 屋外運動場

- 児童生徒の学習指導や学校行事、交流及び共同学習等において、全校で活動できるスペースを確保する。
- 100mの直線コースとトラックを整備(大きさは基本設計の中で検討)し、十分な運動量を確保できるように整備する。
- 校庭に国旗等掲揚ポール、鉄棒、雲梯等の運動施設を設置する。

## ③0 囲障等

- 児童生徒の安全な通学の確保や不審者対策、夜間、休日等に自由に出入りできないようにするなど安全面を考慮し敷地外周にフェンス等を設置する。
- 校門は、門扉を設置する。
- 駐車場に常夜灯を設置する。

## ③1 駐車場及び通学バス送迎スペース

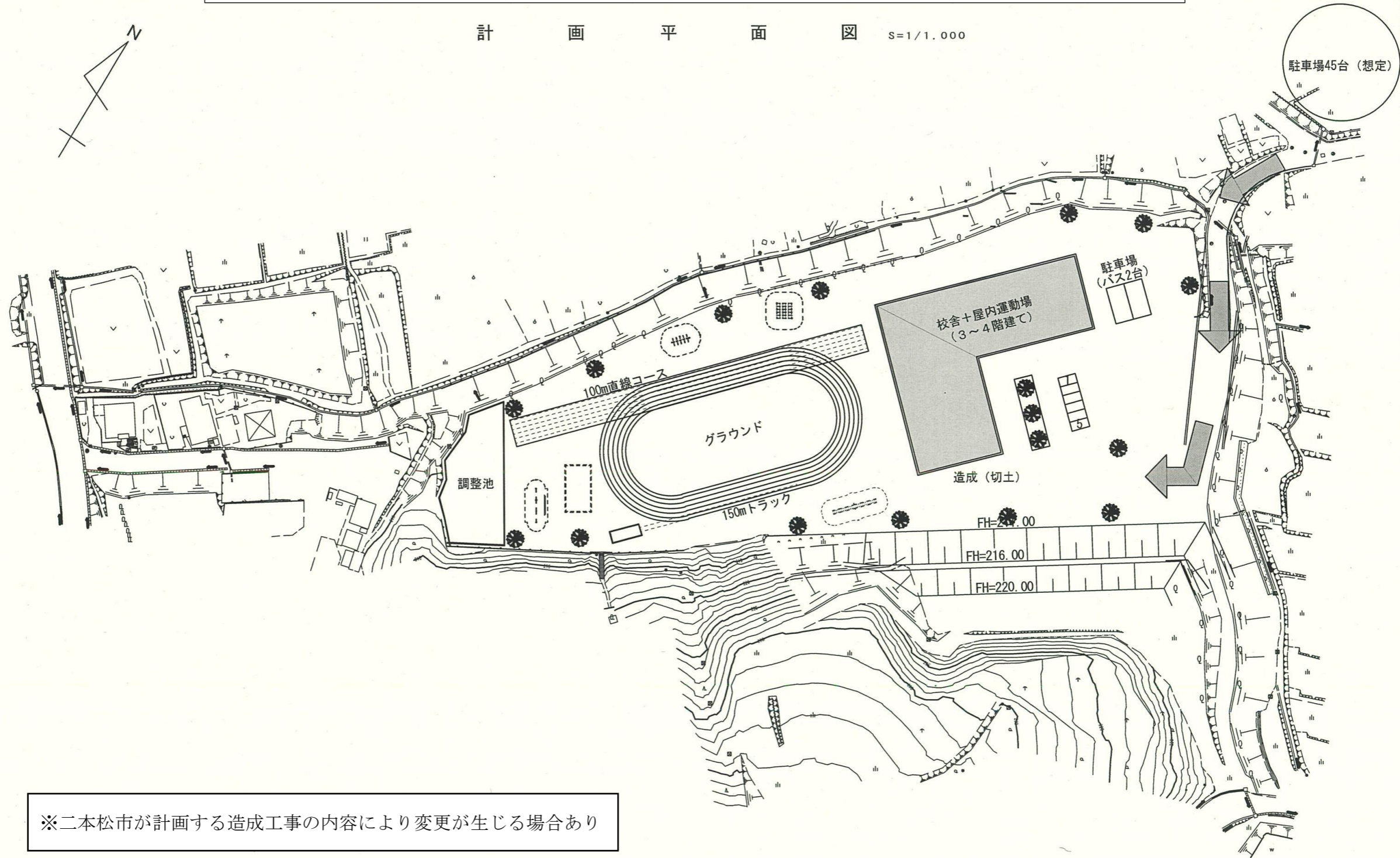
- 48台分確保する。
- 保護者が送迎の車両を一時停止させ児童生徒を乗降させるスペースを確保する。
- 通学バスを想定するため、児童生徒が安全にかつ円滑に通学バスに乗降できるスペースを、昇降口と連絡のよい場所に設置し、通学バスが転回するスペースを確保する。
- 通学バス2台を駐車するスペースを確保する。

※県有車両 中型バス2台(全長5メートル・全幅2.5メートル)

公用車1台

(4) 施設配置素案

計画平面図 S=1/1,000



※二本松市が計画する造成工事の内容により変更が生じる場合あり

## 【8】-2 施設整備計画（本宮校舎〈高等部〉）

## （1）施設整備の考え方

- ・間仕切りによって現在の教室を半分に分けられる形状となるように改修する。
- ・共用部分の昇降口は現況を活用しながら、両校の生徒のエリアと動線が双方にとって認識しやすく整理されるように、入り口と下足入れを整備する。入り口にはスロープを設置する。
- ・既存のトイレを改修し、車いすにも対応できる仕様とする。
- ・職員室、及び各教室には教員系、生徒系の各ネットワークを整備し、校内LANを設置する。回線設置により、本宮校舎のネットワークは本宮高等学校の回線及びサーバーを経由せずに「ふくしま教育ネットワーク」にアクセスできるようにする。
- ・本宮高等学校と供用して使用する体育館及び武道場、校庭等への円滑な移動が可能となるよう通路の改修を行う。
- ・実習棟は改修して使用する高等部校舎との動線や、本宮高等学校校舎との調和に配慮した建物とする。

## （2）施設配置計画の考え方

- ・本宮高等学校の学校運営への影響を最小限にして整備する計画とします。
- ・新設実習棟は改修して使用する高等部校舎の南側に設置します。
- ・諸室は廊下に沿って片側に配置するコンパクトな計画とします。

- ・教室は南向きに配置し、採光や風通しの良い学習環境を実現する。
- ・多様な学習形態や生徒数の増加などに対応できるスライド式の間仕切り壁を設置する。
- ・高校の教室を改修し、掲示の可能な壁面や、各教室の固定壁には授業で使用する黒板を設置する。
- ・学習環境の構造化を図るため、教材、教科用図書、生徒の持ち物、清掃用具などを整理分類して収納し、生徒が物品を把握しやすく扱いやすくする環境を整える。

## ※構造化とは

自閉症の方々が生活や学習の場の意味を容易に理解し、自分に何が期待されているのかをわかりやすくするための方法です。環境や活動を視覚的に構造化することにより、内容や方法の理解をうながすもの。①物理的構造化（ex 動線や物の整理）②時間の構造化（ex スケジュール）

③活動の構造化（ex 始まりと終わり）④指導環境の構造化（ex 課題や目標の理解）

⑤言語環境の構造化（ex 指示の曖昧さを無くす）

## （3）各室の仕様

## ■本宮高等学校南校舎（既存の建物を改修）

- ① 普通教室（高）
  - ・既存の教室に間仕切り用のスライディングウォールを設置し、8教室を整備する。
  - ・教壇は撤去し、間仕切り壁と反対側の壁に黒板を設置する。
- ② 職員室（高）
  - ・30名程度の教員が執務できるように整備する。
  - ・職員室から校内外放送、緊急連絡等ができるシステムを備える。
  - ・コピー機を置くスペースを確保する。
  - ・手洗い場を設置する。

## ③ 保健室

- ・生徒及び教職員の保健衛生管理、養護教諭の執務室として整備する。
- ・屋内外の運動施設との連絡がよく、緊急時の対応がスムーズにとれるように配置する。
- ・出入口はストレッチャーが通行可能な幅を確保する。
- ・電源や排水、洗濯機の設置台等、洗濯が可能な設備と給湯施設を整備する。

## ④ 教材室

- ・児童生徒が使用する教材教具を収納する。

## ⑤ 生徒更衣室

- ・男女別に更衣できるように、ロッカーの配置やスペースの形状を工夫する。

## ⑥ 生徒・多目的トイレ

- ・生徒の障がいの状況等に応じて排泄が可能な洋式トイレを設置する。
- ・日常生活の指導等で児童生徒の排泄の指導が可能なブースの広さとする。
- ・失禁者の洗体や衣類の処理をすることができるスペースを確保する。
- ・多目的トイレを増築する。

## ⑦ 廊下、階段、スロープ、エレベーター

- ・重複障がいのある生徒、訪問教育対象の生徒の校内活動に支障がないよう、施設全体でユニバーサルデザインの徹底を図り、廊下と階段には手すりを設置する。
- ・災害時の避難経路確保のため、校舎と屋外をつなぐスロープを設置する。
- ・廊下は、電動車いすが移動可能な幅を確保し、手洗い用の水道を設置する。
- ・エレベーターは、出入り口の幅を90cm以上として、車いす等多様な移動手段の使用を想定したスペースを確保するとともに、生徒の動線を考慮して1階昇降口に増築する。

## ■共用諸室（本宮高等学校と共用で使用する諸室）

## ○第1・2体育館 武道場

- ・第1体育館及び武道場までの通路及び入り口の段差を解消し、車椅子でも通行できるためのスロープを設置する。なお、第1体育館をメインで使用するため、第2体育館の改修は行わない。

## ■実習棟（新築）

## ① 職業科室

- ・ビルクリーニング、喫茶接遇、店舗販売等の作業技能に関する実践的な知識及び技能を身に付ける学習を行う。
- ・衣、食、住生活の自立、身近な消費生活など实际的に学習するための書籍や教材を設置する。

## ② 家庭科室

- ・家庭科の授業や産業現場等における実習期間中の実習場として使用する。
- ・被服や調理に関わる道具や機械の扱い方を身に付けられるような環境を整備する。
- ・教科等を合わせた指導形態である、生活単元学習や作業学習において栽培した農作物を調理加工する学習に使用する。

## ③ 芸術科学室

- ・美術の授業での造形活動や鑑賞の学習、理科の実験等を行う教室として整備する。
- ・各学年等が合同で学習できるスペースとする。
- ・図工、美術科の指導、生活単元学習等で絵画、版画、彫刻等の表現活動や造形活動、地域の伝統



工芸品等の鑑賞活動の学習で使用する。

- 器材や道具、画材等の保管と管理、教材教具の作成と保管の場所として芸術科学準備室を設ける。

④ 情報処理室

- 職業科、情報科等の教科学習において使用する。
- 教科学習をとおして作業技能検定・PC データ入力部門等の各種情報処理能力検定の資格認定程度の知識、技術、能力を身に付ける学習を行う。
- 生徒の学習の充実と情報処理活用能力を高めるために、タブレット等のICT 機器を整備し、各教科等における調べ学習や、テレビ会議システム(ハングアウト等)により生徒の遠隔授業や交流及び共同学習を行う。

⑤ 多目的室

- 音楽の授業(通常時は本宮高等学校音楽室を使用)、学校行事やグループ学習、高等学校等との交流学習など、活動に合わせて長机や椅子を移動して使用できるようにする。
- 学部で共用する。各学部、各学年等が合同で学習できるスペースとする。
- 音響設備を設置し、歌唱や演奏等の学習に適した仕様とする。

⑥ 職員更衣室

⑦ 生徒・多目的トイレ

- 生徒の障がいの状況等に応じて排泄が可能な洋式トイレを設置する。
- 日常生活の指導等で児童生徒の排泄の指導が可能なブースの広さとする。
- 失禁者の洗体や衣類の処理をすることができるスペースを確保する。
- 多目的トイレを設置する。

⑧ 配膳室

- 高等部では調理した給食を教室に配膳するため、ワゴン等を置く配膳スペースを設置する。

⑨ 倉庫

- 学校の活動に必要な備品、教育に必要な材料等の保管場所として、出入りに便利な場所に設置する。

⑩ 駐車場

- 39台分確保する。

(4) 施設配置素案

本宮高等学校内に新築する実習棟の建設場所は南校舎1階に配置する普通教室との動線を考慮し、同校舎の南側とする。

建設場所は駐車場(53台)及び自転車置場(3基)として使用しているため、代替施設を設ける。なお、建設場所には駐車場を22台程度整備する。

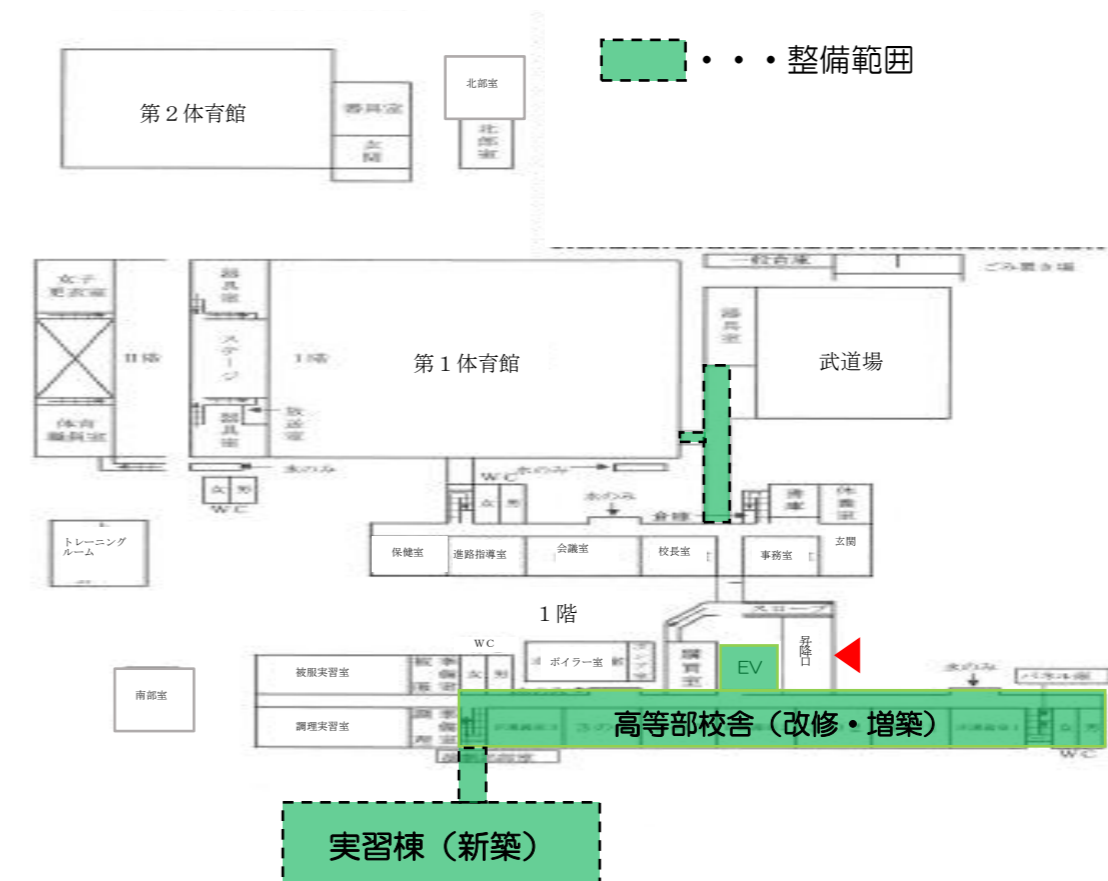
和室(番号①)と物置(番号②)を解体し、特別支援学校や本宮高等学校の駐車場の代替施設として不足分を整備する。(28台程度)

建設場所に設置してある自転車置場(1基)は新築する実習棟の西側に移設する。東側入口付近にある2基は残置する。

敷地全体イメージ



施設配置計画(案)第1棟1階エリアを改修



【二本松校舎 諸室設備一覧表】

諸室名	手洗い場	換気扇	有線LAN	内線電話○ 内外線電話●	ホワイトボード	その他
普通教室（小）	○	○	○	○		黒板、掲示板
校長室	○	○	○	●	○行事予定表付	テレビ
事務室	○	○	○	●	○行事予定表付	給湯設備、テレビ
職員室（小・中）・給湯室	○	○	○	●	○	給湯設備、テレビ
印刷室		○				
保健室	○	○	○	●	○	給湯設備
図書室		○	○	○	○	
ブレイルーム		○	○	○		
地域支援センター	○	○	○	○	○	
教育相談室		○	○	○	○	
調理室	○	○	○	○	○	シンク、調理台、給湯設備
生活訓練室	○	○	○	○	○	給湯設備
厨房・配膳室	○	○		○	○	給湯設備
教材室		○				
児童生徒・多目的トイレ	○	○				パネルヒーター 給湯設備
職員トイレ	○	○				
児童生徒更衣室		○				
職員更衣室		○				
水治訓練室	○	○		○		
自立活動室（小）	○	○	○	○	○	
普通教室（中）	○	○	○	○		黒板・掲示板
ワークスペース	○	○		○	○	
自立活動室（中）	○	○	○	○	○	
音楽室		○	○	○	○	
図工美術室	○	○	○	○		黒板・掲示板
作業室（中）	○	○		○	○	給湯設備
情報室		○	○	○	○	
視聴覚会議室		○	○	○	○	
倉庫		○				

【本宮校舎 諸室設備一覧表】

諸室名	手洗い場	換気扇	有線LAN	内線電話○ 内外線電話●	ホワイトボード	その他
高校校舎諸室						
普通教室（高）	○	○	○	○		黒板、掲示板
職員室（高）	○	○	○	●	○	給湯設備、テレビ
保健室	○	○	○	●	○	給湯設備
教材室		○				
生徒更衣室		○				
生徒トイレ	○	○				パネルヒーター
多目的トイレ	○	○				パネルヒーター 給湯設備
実習棟諸室						
職業科室		○	○	○		黒板・掲示板
家庭科室	○	○	○	○	○	給湯設備
芸術科学室	○	○	○	○	○	
情報処理室		○	○	○	○	
多目的室		○	○	○	○	
職員更衣室		○				
生徒・多目的トイレ	○	○				パネルヒーター 給湯設備
配膳室	○	○				給湯設備
倉庫		○				

**【9】想定整備スケジュール**

- (1) 2021年度 (令和3年度) 基本計画策定
- (2) 2021～2023年度 (令和3～5年度) <二本松校舎>  
地質調査、基本・実施設計  
<本宮校舎>  
測量調査、地質調査、基本・実施設計
- (3) 2023～2025年度 (令和5～7年度) <二本松校舎>  
校舎建設工事、屋外整備工事  
<本宮校舎>  
既存校舎改修工事、実習棟建設工事  
屋外整備工事
- (4) 2025年度 (令和7年度) 安達地区特別支援学校 開校
- \* 小・中学部は、たむら支援学校内にて開校し、令和7年度中に二本松校舎が完成次第、移転する。